

松江市告示第 477 号

松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者に関する要綱（平成 28 年松江市告示第 435 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 9 月 22 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第 1(第 2 条関係) 1 訪問サービス費 (1)～(11) 略 <u>(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算</u> <u>注 基準告示第 4 号の 3 に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問事業所が、利用者に対し、訪問サービスを行った場合は、(1)から(9)までにより算定した単位数の 1000 分の 24 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u>	別表第 1(第 2 条関係) 1 訪問サービス費 (1)～(11) 略
2 訪問型サービス A 費 (1)～(8) 略 <u>(9) 介護職員等ベースアップ等支援加算</u> <u>注 基準告示第 4 号の 3 に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問 A 事業所が、利用者</u>	2 訪問型サービス A 費 (1)～(8) 略

に対し、訪問型サービス A を行った場合は、(1)から(6)までにより算定した単位数の 1000 分の 24 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(10) 略

別表第 2(第 2 条関係)

1 通所サービス費

(1)～(18) 略

(19) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 基準告示第 24 号の 3 に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所が、利用者に対し、通所サービスを行った場合は、(1)から(16)までにより算定した単位数の 1000 分の 11 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 通所型サービス A 費

(1)～(15) 略

(16) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 基準告示第 24 号の 3 に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所が、利用者に対し、通所型サービス A を行った場合は、(1)から(13)までにより算定した単位数の 1000 分の 11 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(17) 略

(9) 略

別表第 2(第 2 条関係)

1 通所サービス費

(1)～(18) 略

2 通所型サービス A 費

(1)～(15) 略

(16) 略

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。